

尾張東部衛生組合 ごみ処理施設整備基本構想（案）に対する  
パブリックコメント（意見募集）の結果について

1. 意見募集の概要

募集期間	令和6年1月9日（火曜日）から同年2月8日（木曜日）まで
公表場所	晴丘センター窓口、組合市（瀬戸市、尾張旭市、長久手市）環境課窓口
意見提出方法	任意の様式に住所、氏名・ふりがな、意見を記入して、晴丘センター窓口へ持参、郵送、FAX、電子メール
意見の提出先住所	〒488-0031 尾張旭市晴丘町東33番地の1

2. 意見募集の結果

- (1) 意見提出者数            3名  
(2) 意見項目数            延べ17項目

(3) 意見内訳

No.	分類	該当箇所	意見の要旨	意見に対する回答
1	尾張東部地域のごみ処理の現状と課題の整理について	第3章 3.3-3	<p>将来、最終処分場を新しく確保する必要が出てくるが、こちらの方が今回の焼却工場更新以上の難題になるのではないかと。処理方式がストーカ式となればなおのこと重要な課題となるのでは。</p> <p>中間処理施設について尾三衛生組合と集約する話もあるが、最終処分場についても共同運用等が必要になるのではないかと。ごみの減量することで最終処分量を減らし、願わくばヨーロッパのような「焼却」によらない処分ができるように、社会が変わることがよいと思う。</p>	<p>最終処分場の確保については、重要な課題となるため今後も検討を進めてまいります。</p> <p>今後、尾三衛生組合と中間処理施設と併せて最終処分のあり方についても協議、検討を進めてまいります。</p>
2			<p>新たな最終処分場の整備が難しいことについて、基本構想の中でより明確な評価を下すべきである。</p> <p>焼却灰にはダイオキシンや重金属等の有害成分が多量に含まれているため、特別管理産業廃棄物に指定され、厳しく管理することが求められている。最終処分場は、この焼却灰を不安定な状態のまま埋め立てているにすぎず、環境汚染を防ぐ設備等を維持したとしても、将来的に大きな環境負荷となる恐れがある。このことから最終処分場は客観的にも嫌悪される施設であり、その新規建設は極めて困難であると考えます。</p> <p>また、ごみ処理方式において熔融方式を採用することで最終処分量を削減することができることから、将来最終処分場の新規建設が可能かどうか、この長期リスクの評価が処理方式の選定を大きく左右すると言ってもよい。しかし基本構想では、新たな最終処分場の整備が難しいことについての評価が明確ではないので改めるべきである。</p>	<p>基本構想ではごみ処理方式の絞り込みを行っていますが、今後、社会動向を注視しつつ様々な意見を踏まえ、更なる評価を行ってまいります。</p> <p>また、最終処分場の確保については、重要な課題であると認識していることから、ごみ処理方式の評価への反映方法等の検討を進めています。</p>
3			<p>最終処分についての課題の整理について、「外部委託の今後の在り方」という不明確な表現が含まれているが、ていねいに書いてほしい。</p>	<p>本組合の焼却灰等の廃棄物について、持ち込みを行っている愛知臨海環境整備センター（ASEC）が、搬入量上限目標の設定やこれを超過した場合の料金設定などの対応策を現在検討しています。</p> <p>本組合の最終処分に関する今後の処理についても、現時点では検討中であるため、明確にお示しすることができませんが、今後の外部搬出の検討の進捗に合わせて示していきたいと考えております。</p>

No.	分類	該当箇所	意見の要旨	意見に対する回答
4			P61 表 5-10 において、令和 6 年度から使用済みプラスチック使用製品の資源回収量が掲載されている。まだ実施していないのに「目標設定に向けた減量設定」に組み込むのはいかなものか。	<p>令和 4 年 4 月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されたこととともない、組合市では使用済みプラスチック使用製品の回収量について、各市の一般廃棄物処理基本計画で目標を検討しております。</p> <p>ごみ処理施設の整備にあたっては、国の循環型社会形成推進交付金の活用を予定しており、使用済みプラスチック使用製品の分別収集、再商品化に努める必要があります。将来のごみ量についても使用済みプラスチック使用製品の分別収集の影響を加味するため、使用済みプラスチック使用製品の資源回収量を「目標設定に向けた減量設定」に組み込んでいます。</p> <p>なお、使用済みプラスチック使用製品の回収量については、組合市の一般廃棄物処理基本計画と整合を図りながら「ごみ処理施設整備基本計画」等で精査してまいります。</p>
5	今後のごみ処理の方針について	第 5 章 1. 1-3	使用済みプラスチック使用製品の回収率について、プラスチック製容器包装と同程度で算出しているが、何か根拠はあるのか。	<p>使用済みプラスチック使用製品の回収率は、国が示す算定基準を勘案し、廃棄されたものうち市民の資源分別によって回収できる割合から設定しています。回収率は排出者の分別協力意識によって定まるものと考えられますので、実際に組合市において行われている資源分別の実績から設定することとしました。今回設定した回収率は、組合市内で分別している資源の内、使用済みプラスチック使用製品と性状が近いプラスチック製容器包装の回収実績と同程度としています。なお、基本構想の本編にも使用済みプラスチック使用製品の回収率をプラスチック製容器包装と同程度としている説明を追記します。</p> <p>使用済みプラスチック使用製品の回収量については、組合市の一般廃棄物処理基本計画で目標を検討しているため、今後それらの計画と整合を図りながら「ごみ処理施設整備基本計画」等で精査してまいります。</p>
6	ごみ処理方式について	第 6 章 3. 3-2 (1)	経験がある、採用実績も最多、ガス化溶融炉はコークスなどを大量に使い温暖化ガスの排出量が多いなどの理由から焼却炉は現行のストーカ式を採用すべきである。	新しく整備するごみ処理施設の処理方式については、いただいたご意見も参考とさせていただき、今後、詳細に検討を進めてまいります。

No.	分類	該当箇所	意見の要旨	意見に対する回答
7	ごみ処理方式について	第6章 3.3-2	<p>「第6章 3.3-2 処理方式の抽出」の項にかぎらず、基本構想全般では導入実績が重視されている。実績の重視は必要であるが、過去10年から抽出しており、技術開発の早い分野としては長い期間を捉えている。</p> <p>技術開発の途上である旨の記述は部分的に盛り込まれているが、導入実績の重視は反作用として、技術の進歩や新しい知見の評価が軽く扱われることにつながる恐れがある。たとえば近日のバイオマス炭の実用化技術の開発や、バイオガスプラントに関する知見などの評価である。</p> <p>本基本構想は契約手法のあり方については踏み込んでいないが、処理方式の違いが大きい以上、いわゆるプロポーザル方式など、課題解決の技術力、企画力や提案金額などを総合的に評価する契約手法が選ばれる可能性が大きい。</p> <p>つまり本施設の導入方式は、導入実績と、技術開発と、契約手法という異なる三要素の複雑な組み合わせによって決まってくることになる予想されるが、本基本構想には、この三要素の複雑な組み合わせについての記述が抜け落ちている。処理方式の選定における三つの重要な要素である、導入実績、技術開発の進展、契約手法の関係についての方針を示すべきである。</p>	<p>新しく整備するごみ処理施設の処理方式については、いただいたご意見も参考とさせていただきます、評価方法の方針等も含めて、今後、詳細に検討を進めてまいります。</p>
8	その他の技術について	第6章 3.3-3  第6章 8.8-2	<p>近年のエネルギー政策では、「ごみ発電を中心とする地産エネルギーをどのように利活用していくか等が重要な観点になる」と指摘されている。</p> <p>この理由として、ごみ発電による電力は、ごみという低炭素なエネルギー資源を活用できる比較的安定した地域電源であること、晴丘は消費地に近接しており地産地消型・地域一体型の電源とできること、災害時には発電された電気や熱を活用することを自治体の防災計画等にも位置付けて災害救援の一助にできることなどがあげられる。</p> <p>ごみ発電により得られる電力やごみの焼却に伴い発生する余熱が地域・地元三市に還元されることによって、巨額の投資となる本施設整備計画に対する、地域住民の理解と同意を高めることに大きく貢献できると考える。電力・余熱が確実に地域・地元三市に還元される仕組みが構築できるかどうかを施設整備の評価方法の視点に加えるべきである。</p>	<p>新たにごみ処理施設を整備するにあたり、「地域・組合市」に貢献する仕組みの構築が重要であると認識しております。</p> <p>ごみ発電により得られる電力やごみの焼却に伴い発生する余熱の利用方法については、いただいたご意見も参考とさせていただきます、今後、詳細に検討してまいります。</p> <p>「第6章 8.8-2 施設整備方針案の定量的、定性的比較・評価」では、既存施設の再延命化と新たにごみ処理施設の整備について定性的な比較・評価を行っております。ここでは、ご指摘の余熱利用等について、今後の計画が未定の中での評価ですが、新設時には「①最新技術の導入」の評価において余熱利用の技術導入、地元還元の可能性が評価されています。</p>

No.	分類	該当箇所	意見の要旨	意見に対する回答
9	その他の技術について	第6章 3.3-3	<p>焼却に伴い発生する熱を利用した、温水プールをつくってほしい。発生する熱を利用しないのはもったいないと思う。尾張旭市にあるプールは野外で夏場しか使えない。温水プールであれば年中、健康促進のために利用できる。</p> <p>さらに場所に余裕があればトレーニングジムを温水プールの隣に併設してほしい。</p> <p>尾張旭市は、「健康都市」として個人の健康データを共有できるようなものを配布しているが、データを把握するだけでは健康にはならない。実際に健康運動のできる場を提供していただいたほうが健康につながると考える。</p> <p>環境課と健康課で手を組み、前向きに検討していただきたい。</p>	<p>焼却に伴い発生する余熱を利用する余熱技術については、「第6章 3.3-3 (1)余熱利用技術」の中で整理しており、主な余熱利用技術の例として、高効率発電、所内プロセスでの余熱利用、所外での余熱利用を挙げています。所外での余熱利用の中では、余熱利用施設等熱源を要する外部事業者へ余熱の供給する例を挙げています。これらも考慮し、余熱の利用方法については、今回いただいたご意見も参考にさせていただき、検討してまいります。</p>
10			<p>温室効果ガスの削減にはプラスチックの焼却量を減らすことが最も効果的である。</p> <p>使用済みプラスチック使用製品の資源化の研究をすすめ、早く実施できるようにしていただきたい。</p>	<p>ごみ焼却処理により発生する温室効果ガスの削減については、ごみ処理施設の整備において重要な課題であると認識しております。組合3市と共同でプラスチックの資源化に向けた研究を進め、効果的かつ持続可能な取組となるよう検討を進めてまいります。</p>
11	概算事業費の算定について	第6章 4.4-5	<p>事業費は建設費 422 億円＋維持管理費（20 年間）266 億円＝688 億円とのことだが、最優秀候補地の新たな用地取得の費用はどうするのか。</p>	<p>今回算定している概算事業費には、最優秀候補地の用地取得の費用は含まれておりません。</p> <p>最優秀候補地の用地取得の費用については、今後建設用地が確定次第、検討してまいります。</p>
12	国の基本方針及び交付金に係る整理について	第6章 5.5-2 (2)	<p>国の循環型社会形成推進交付金の交付要件の中に「PFI 等の民間活用の検討」とあるが、直営を堅持すること。</p> <p>災害時対応など公共性の発揮が求められると考える。</p>	<p>「PFI 等の民間活用の検討」については、令和8年度に実施予定である「PFI 等導入可能性調査」の中で災害時対応など公共性の発揮を含めて十分に検討した上で方針を決定する予定です。</p>
13			<p>国の循環型社会形成推進交付金の交付要件の中に「廃棄物処理の有料化の検討」とあるが、可燃ごみの有料化は行わないこと。</p> <p>瀬戸市では有料化による値上げ案が覆されており、長久手市では1度提案されたもののその後取り下げている。尾張旭市は当面行わない方針である。</p>	<p>「廃棄物処理の有料化の検討」については、組合市それぞれが検討を行っております。本組合としては、ごみ搬入量の動向を踏まえ、組合市と密に情報共有するとともに、今後の組合市の方針に注視してまいります。</p>

No.	分類	該当箇所	意見の要旨	意見に対する回答
14	事業運営方式の整理について	第6章 6.6-1	<p>国の交付金交付要件で「PFI等の民間活用の検討を行うこと」が求められていることから、本基本構想においても、事業化方式の比較検討を行っている。</p> <p>PFI法が施行されてから20年余になるが、私見では民間の過大評価と公共の過小評価というステレオタイプの議論が、今でも少なくないように感じられる。</p> <p>たとえば公共の組織としての総合的な政策能力に対する過小評価がある。ごみ政策は総合性が求められる政策分野の好例であり、ごみ焼却場事業が単独に存在しているのではない。仮に単独に焼却場の効率だけ考えるなら、ごみ減量のインセンティブは働きにくいだろう。重要な点は、この組織・個人としての政策能力は、現場の知識・技術が基礎になければ育ちにくいことである。</p> <p>仮に民間に頼り切る方式が採用されれば、長期的には職員の現場の知識・技術は失われ、組織の政策能力も低下するという長期リスクが発生する。たとえばPFIは性能発注（アウトプット仕様）とされるが、どのような性能が政策全体からは求められるのか、それすらも判断できなくなるリスクがあるのではないか。</p> <p>PFIの議論において、この現場の知識・技術の喪失というリスクは軽視されてきたのではないか。</p> <p>さらに公共の政策能力、知識・技術が長期的に低下すれば、行政コストの増大につながりかねない。下世話に言えば、業者の言いなりになるしかないからである。しかし、このコストは検証されていないし、そもそも検証しにくい問題を抱えている。ごみ焼却場事業はもともと公営の独占事業だからなおさらであろう。公営の場合と民営の場合のVFMの数量的な比較は困難ではないか。</p> <p>数量的な比較は困難であるので、この項の意見も定性的にしか指摘できない。さらに「包括的運営委託」においても、定性的にはこのリスクが発生することに留意しなければならない。</p> <p>したがって、事業運営の方式の検討にあたっては、組織・個人の政策能力と知識・技術の維持・向上に資するかどうかが重要な視点であることを明記してほしい。</p>	<p>基本構想では、「第6章 6.事業運営方式の整理」の中で事業運営方式の概要及び特徴を整理しており、評価は令和8年度に実施を予定している「PFI等導入可能性調査」の中で行います。</p> <p>「第6章 6.事業運営方式の整理」、表6-41の中では、民間に頼る方式になるほど公共の関与が小さくなることについても整理しており、この中で公共における知識・技術の喪失によるリスクも含めて示しております。</p> <p>PFI等導入可能性調査では、いただいたご意見も参考に、事業運営方式に関する評価として「技術継承のリスク」も含めて検討してまいります。</p>
15			<p>事業化方式・運営方式の呼び方や説明の仕方が、私の理解不足かもしれないが、不正確であると思われるので、精査をお願いしたい。</p>	<p>事業方式に統一するよう表記を見直します。</p>

No.	分類	該当箇所	意見の要旨	意見に対する回答
16	最優秀候補地選定について	第7章 2.2-3	最優秀候補地として現行の場所を選定しているが、良い判断になったと思う。 理由は、周辺とのトラブルもなく、3市のほぼ中央であるため。	今回選定された最優秀候補地を中心にごみ処理施設の整備について今後検討してまいります。
17	誤字・脱字について	第6章 3.3-1 (1)	P78 表 6-5 「その他の方式の概要」に誤植。 「発酵不適物をは、～」→「発酵不適物は、～」	修正します。